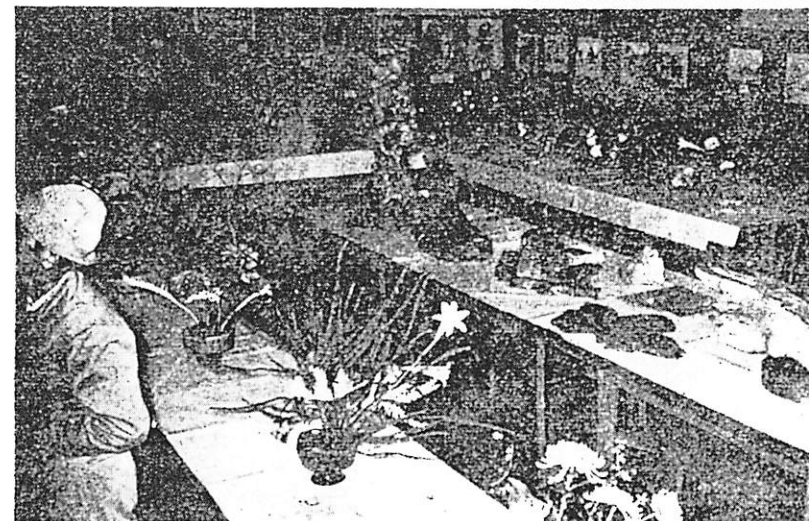


昭和41年12月1日
 毎月1日・15日発行
 発行所 徳地町役場
 発行者 徳地町
 編集者 桑原輝夫
 印刷所 今澄印刷所



大変立派な作品が出品



写真、美術展会場

去る、11月12日から15日まで中央公民館で美術展を開き
 写真 10点
 書 15点
 手芸 13点
 絵画 7点
 生花 20点
 落石 15点
 古木 6点

の出品で会場を美しく飾りました。その、一点、それだけに愛情あふれるほほえましい作品でしみじみと人の手先の美しさを思わせるものであります。現今のようにすばらしく変わる社会にとかく暗れがちになる趣味の世界にとどまらず表裏化しない大美術品の芽を見出しより美しいものにしようとするものであつてその意図はまことに深遠であります。この、美術品を觀賞された人たちは本展の趣旨がよく理解されたようであつて異口同音に「私たちにもできるから来年は、ぜひ出品しよう」と、話し合つておられた。

第2回徳地町美術展

家庭や職場の生活を深めるため第3回(42年)美術展には多数の出品があるように希望しています。

「たばこ」は町内で買ひましよう

たとえば、ハイライト一個を町内で買ひますと10円50銭が「たばこ」消費税として、町に納められ、40年度は、七三万五千円が町財政に役立っています。町外に、お勤めのかた、旅行にお出かけの際「たばこ」は必ず町内で準備ください。

本年4月から10月までの「たばこ」の売上高(町内)

4月	154万8千本
5月	147万1千本
6月	147万5千本
7月	151万8千本
8月	175万7千本
9月	166万6千本
10月	155万7千本

(町人口1人1日 当り平均3.5本)

町議会だより

議会議員四人減 議員減数など、可決

昭和41年臨時第2回徳地町議会は、11月16日招集(開期一日)され、議案4件を審議しそれぞれ原案どおり可決しました。
 上程議案
 ◎議案第一号

徳地町議会議員の定数を減少する条例について、これは、今の議員定数26人を4人減らし、22人とし来年4月の改選時から実施しようとするものです。理由としては、最近、人口の都市流出で山村の人口は、年々減っています。徳地町でもこの10年間5千人余り減つて

多発の傾向が見られ大きな社会問題となっています。そのため、性病予防法の一部が改正されました。その主な点は、次のとおりです。
 一、婚姻をしようとする者は、すすんで梅毒血清反応検査を受けること。この場合の検査料は、本年10月1日以降、保健所または町が発行する受診券により無料となりました。

健康な家庭を築くため

結婚前健康診断

なお、妊婦の梅毒血清反応検査についても無料となりました。以上が改正の要点です。
 二、医師の届出事項が合理化されたこと。
 性病は、かかった人だけでなく、生まれる子どもにまで悲惨な影響を与える恐ろしいものです。性病に対する正しい知識をもち、この検査については公費負担の制度でもできましたので機会あるごとにすすんで検査をうけていただきたいと思ひます。
 町民課

現在1万4千人余りになりました。そこで議員の定数を減らし実情にあつた議員数とし、併せて経費の節減しようとする議員から、自主的に提案されたものです。
 ◎議案第二号
 分収造林の設定について
 これは、大字柚木 平岩外2件248ヘクタールについて森林開発公社と分収造林の契約をしようとするものです。
 ◎議案第三号
 県行造林地上権設定契約の一部解除について
 これは、大字野谷 モウリ谷41ヘクタールについて山口県林業公社と分収造林契約をするため、県との契約の一部を解除しようとするものです。
 ◎議案第四号
 分収造林の設定について
 これは、大字野谷 モウリ谷41ヘクタールについて、山口県林業公社と分収造林契約をしようとするものです。

自動車無事故月間

☆ お母さんを守つてほしい、おしてほしい。
 次代をになう子においては、國の宝家の宝です。親の責任において、みずから手本となり交通のきまりを正しく守る社会人に育てあげてほしいものです。
 ○歩くときは○
 道路の右側端を通ります。
 道路をわたるときは、手をあげて横断歩道をわたるか、または前の信号が青になつているときにわたります。
 車のすぐ前や、すぐ後を横切つたり、道路に飛び出すことは、もっとも危険です。

横断歩道のないところをわたるときは、右からも左からも、車がこないか確かめて、まっすぐにサツサとわたります。
 親と子どもが道路を歩くときは大人が必ず左側になります。ふみきりでは必ず一度とまりまて、そうして左右の安全を確かめてからわたります。
 子どもは危険な遊びや危い横断歩道の呼びかけで事故から守つてやもらひましよう。



写真は、体育館全景と落成式場のよい子たち



落成式

去る、7月13日工起しました山谷小学校体育館が田中建設の施工によつて完成し、11月28日現地に於いて竣工式を行いました。
 床面積 169平方メートル
 工事費 330万円

第4回 徳地町 社会教育 振興大会を終えて

お子さんを元気に育てましょう

内容について

社会教育は、学校教育と相まって正しい人間の育成を旨とするものであり、わが子、人の子のへだてなく、みんなが手をつなぎ町全体のこどもを守り育てるためにはじめて、その目的が達せられます。この時あたり、町内、社会教育団体が一堂に会しこの問題にとりくみ、将来への方向づけを企図して青少年の健全育成と、明るく健康的な趣旨として、去る11月15日教育委員会主催のもとに、中央公民館に約300名集り大会を実施しました。



写真は、大会々場(下) 講演(右上)

- 1. 大会
 - ・教育功労者表彰(P.T.A会長)
 - ・講演、青少年問題と両親の役割
 - 講師 元、山大教育学部教授 田村泰治郎先生
 - 敬称略
- ・実践活動事例発表
 - P.T.Aの活動について
 - 岸見 松本芳雄
 - 若竹会の活動について
 - 八坂 中村桂子
 - 高嶺俳句会の歩みについて
 - 申 斉藤静枝
- ・意見発表
 - 社会教育に対する青年の希望
 - 徳地町青年団長 出雲 清水武士
 - 社会福祉について
 - 徳地町社会福祉協議会長 八坂 藤原 洋

寒いときの食生活

これから、寒くなるほど十分に栄養をとっておかないと、疲れがでて風邪などのひきやすくなりますから、くれぐれも注意してください。

寒いときは、暖かい料理が何よりです。蛋白質、脂肪、風邪の予防にも大切なビタミンAやCなど十分と入れることが、毎日の食事にくふうしましょう。

社協だより

歳末たすけ あい運動に 協力下さい

十二月、社会福祉月間として例年のとおり歳末たすけあい運動を実施いたします。

十二月、社会福祉月間として例年のとおり歳末たすけあい運動を実施いたします。この際、佐波高校において学校券金を実施し、五、一、二円の多額の券金を納められました。皆様のご協力に對しまして、厚くお礼申上げます。

佐波 家庭クラブを 表彰

10月16、17日の2日間、宇部市渡辺翁記念館で第16回山口県社会福祉大会が開催され、この席上で佐波高等学校家庭クラブが、表彰されました。

これは、共同募金20周年記念行事として、過去募金に功績のあった団を表彰によるものです。

火のもとに 注意しましょう

これから寒くなると、火災もまた多くなっています。最近の冬、火災発生率は、夏秋に對する月平均の二、四倍となつております。

この原因は、暖房器具の過剰に加之空気が乾燥していることが大きく影響してあり、このようなる火災多発期を迎え、十分心をひきしめ火災予防に留意して下さい。

このように、大きな害を与える「ネズミ」を根絶一せいに除滅運動を展開し、住みよみ明るく生活環境をつくる。

2. 主催 県地区衛生組織連合会 市 町 村

3. 期間 41・12・42・2末

4. 方法 期間中、「ネズミ」を多く捕かした者の中から高順位5名を、町が保健所を経由して県連あて推せんす。

5. 補かく数の確認 補かく「ネズミ」の尾を、役場窓口へ持参のこと。

6. 町から推せんされたものの中から、県連は次のとおり山口放送社長賞を贈る。

「ネズミ」とり名人 一名 山口放送社長賞 イケノ式噴霧器 (14、4リットル) 「ネズミ」とり20傑 イケノ式噴霧器 (4リットル)

7. 推せんノ切 42・3・15

8. 受影響者発表 42・4予定

人権相談日を ひらきます

どんなことでも結構ですと遠慮なくご相談ください。相談料は、いりません。とき、12月9日 10時~15時 ところ、中央公民館 相談担当者、山口地方法務局職員 町人権よう護委員

土地を買い家を建てられる方へ

衣食足りて……と何処のどなたか、おっしゃいましたが、衣食のことは住です。

ところで土地や家を求められたときは、(買ったときも、もつても) 賦税の不動産取得税がかかります。したがって、土地や家を求められると、その旨県税事務所に申告することになります。

住宅を建てるために土地を求められたときは、申請により税金が安くなる場合があります。また住宅を建てられたときは、百五十万円までは、不動産取得税が、かかりません。

土地や家を求めたら申告を!! 農地等の生前贈与を受けたときの 不動産取得税の特例について

農家継承者の安定と、農地等の細分化防止を図るため、贈与税と同様の期限の延長の取扱いを不動産取得税についても行うことになりました。

したがってこの取扱いは、贈与税の納期限の延長を認められた方だけが対象となるわけであり、そので、不動産取得税の納期限の延長を受けようとする方は、必ず申請と贈与税の納期限の延長の申請を行ない、許可されなければなりません。



なりませんが、不動産取得税について納期限の延長の申請をすることが出来る方は、次の全部の条件に該当する方です。

1. 贈与する人が、3年以上農業を営んでいる。
2. 昭和43年12月31日までに贈与について知事の許可を受けた。
3. 贈与している農地(小作地等も含む)の全部と採草放牧地の3分の2以上を贈与する。
4. 自分の推定相続人のうちの1人に贈与する。

1. 知事の許可を受けた日に20才以上である。
2. 知事の許可を受けた日までに引き続き3年以上農業に従事している。
3. 知事の許可を受けた日後すみやかに農業を自分で営むか三、農地等の贈与について、知事の許可があった日後すみやかに県税事務所に申告する。

納期限の延長の許可を受けた方は、さらに3年ごとの期間を延長することが出来ますが、その農地を譲渡したり、農地を他の用途に転用したりすると、延長を取り消されることがあります。

年末資金は早目に お申込下さい

運転資金

1. 対象者 事業税を完納しておられる従業員5人以上の事業者
2. 融資の額 50万円以下
3. 返済方法 一括又は別賦返済
4. 融資の期間 3年以内
5. 保証料 日歩 2厘7毛(年1分)
6. 申込方法 申込書は、信用保証協会の申込書に完納証明書を添えてもよりの協会窓口へお申込下さい。
7. 申込場所 山口県信用保証協会(山口、徳山、宇部)

●くわしいことは、役場総務課又は町商工会へおたずね下さい。

恩給・扶助料の 請求手続きを早目に

旧軍人軍属等の恩給は、昭和28年8月1日から復活し、給付されました。

商品仕入、買掛、手形の決済 設備資金 機械器具の購入、事業所の建築 改築 貸付限度 300万円以内 2. 年 利 8分4厘 (日歩2銭3厘)

3. 申込みは、 山口市下清水 国民金融庫山口支店

しかし、恩給算定の基礎となる在職年の算入には、「旧軍人軍属等7年未満の断続した実在職年(いわゆる短期在職年)」は算入しないなどいろいろの制限が設けられました。

この後、改正によって昭和35年7月からこれらの制限は全面的に解除され、今また恩給の基礎在職年に算入されなかつた旧軍人軍属等の短期在職年は、すべて算入されることになりました。

そこで、これらを適算することによって、はじめて最短期年限に達する者、またはその遺族には昭和35年7月から普通恩給または扶助料が支給され、通常前に普通恩給または扶助料を受けている人についても短期在職年を通算してその恩給、扶助料が増額されることになりました。

恩給を受ける権利は、その権利が発生した日から7年間請求しないとき時効となります。この規定によって恩給権があると思われる方は、役場町民課にたずね、早目に請求手続きをとるようになしてください。